

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	矢祭町 埴町 棚倉町 鮫川村

東白川地域鳥獣被害防止 広域対策協議会鳥獣被害防止計画

<代表町村及び連絡先>

担当部署名 福島県東白川郡 矢祭町役場 事業課 産業グループ
所在地 福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本 6 6 番地
電話番号 0247-46-4576
F A X 番号 0247-46-3025
メールアドレス sangyou-g@town.yamatsuri.lg.jp

町村名	埴町	棚倉町	鮫川村
担当部署	農林推進課 農政係	産業振興課 農林係	農林商工課 農林畜産係
所在地	埴町大字埴字大町三丁目 21 番地	棚倉町大字棚倉字中居野 33 番地	鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
電話番号	0247-43-2118	0247-33-2113	0247-49-3113
Fax 番号	0247-43-2116	0247-33-3715	0247-49-3363
メールアドレス	nourin@town.hanawa.lg.jp	sangyoushin kou@town.tanagura.lg.jp	nourin@vill.samegawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カラス、カルガモ、カワウ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）
計画期間	令和7年度～令和8年度
対象地域	東白川郡内地域（矢祭町、埴町、棚倉町、鮫川村）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	町村名	被害の現状	
		品 目	被害数値
イノシシ	矢祭町	・ 稲 水稻	45 千円 0.041 ha
		・ そば	1 千円 0.01 ha
		計	46 千円 0.051 ha
	埴町	・ 稲 水稻	563.7 千円 0.516 ha
		計	563.7 千円 0.516 ha
	棚倉町	・ 稲 水稻	93.37 千円 0.09 ha
		計	93.37 千円 0.09 ha
	鮫川村	・ 稲 水稻	151.13 千円 0.13 ha
		・ いも類 じゃがいも	6.2 千円 0.005 ha
		・ 豆類 大豆	26 千円 0.04 ha
・ 野菜類 かぼちゃ		11.25 千円 0.01 ha	
・ 飼料作物 青刈りとうもろこし		4.95 千円 0.006 ha	
計		199.53 千円 0.191 ha	
イノシシ合計		902.6 千円 0.848 ha	
ハクビシン	矢祭町	・ 果樹 ぶどう	400 千円 0.052 ha
		計	400 千円 0.052 ha
	埴町	・ 野菜類 スイートコーン	0.8 千円 0.001 ha
		・ 果樹 ぶどう	384.7 千円 0.05 ha
	計	385.5 千円 0.051 ha	
	棚倉町	—	0 千円 0 ha
	計	0 千円 0 ha	
鮫川村	—	0 千円 0 ha	
計	0 千円 0 ha		
ハクビシン合計		785.5 千円 0.103 ha	
ニホンザル	矢祭町	—	0 千円 0 ha
		計	0 千円 0 ha
ニホンザル合計		0 千円 0 ha	
ニホンジカ	埴町	—	0 千円 0 ha
		計	0 千円 0 ha
ニホンジカ合計		0 千円 0 ha	
ツキノワグマ	矢祭町	—	0 千円 0 ha
		計	0 千円 0 ha
ツキノワグマ合計		0 千円 0 ha	
カラス	鮫川村	—	0 千円 0 ha
		計	0 千円 0 ha
カラス合計		0 千円 0 ha	

カルガモ	鮫川村	—	0 千円	0 ha
		計	0 千円	0 ha
	カルガモ合計		0 千円	0 ha
カワウ	矢祭町	稚鮎・魚（ウグイ等）	1,340 千円	447 kg
		計	1,340 千円	447 kg
	埴町	—	0 千円	0 kg
		計	0 千円	0 kg
カワウ合計		1,340 千円	447 kg	
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	矢祭町	稚鮎・魚（ウグイ等）	1,954 千円	893 kg
		計	1,954 千円	893 kg
	埴町	—	0 千円	0 kg
		計	0 千円	0 kg
サギ類合計		1,954 千円	893 kg	
農作物被害合計			1,688.1 千円	0.951 ha
水産業被害合計			3,294 千円	1,340 kg

(2) 被害の傾向

○イノシシ

東白川郡各町村とも全域で被害が確認され、特に山間部で被害が集中している。主な被害時期は4月～10月で、水稻・いも類（じゃがいも）・野菜類（かぼちゃ）・豆類（大豆）・そば・飼料作物（青刈りとうもろこし）に被害が発生している。作物以外では、通年耕作放棄地・畦畔・土手への掘り起し、用水路の破壊等が確認され、農作物被害と併せて営農意欲の低下を招く要因となっている。また農地以外では、観光地での掘り起し被害が継続して発生している。その他、日中集落近くに出没する個体や田畑を荒らす個体が目撃されている。

○ハクビシン

被害時期は7月～11月で、果樹（ぶどう（シャインマスカット、巨峰、クイーンニーナ等））や野菜類（スイートコーン）に被害が発生している。

○ニホンザル

協議会構成町村での農作物及び人身被害は確認されていないが、近年矢祭町、埴町、棚倉町での目撃情報が増加している。情報が入った場合には警察と連携し、花火やエアソフトガンを使用しての追い払いや町民への周知、近隣市町村への情報提供を実施している。

○ニホンジカ

協議会構成町村での農作物被害は確認されていないが、山林内での目撃や車両との接触事故などが確認されている。

○ツキノワグマ

協議会構成町村での農作物及び人身被害は確認されていないが、周辺自治体で被害や目撃情報等が寄せられている。

○カラス

畜産の飼料作物の作付面積の増加に伴い、青刈りトウモロコシへの食害が9月～10月に発生しているが、被害の全容が掴み難くなっている。

○カルガモ

被害は鮫川村内全域に広がり、5月頃から田植え直後の苗の抜き取りや攪拌による稲の活着阻害が発生し、生育に悪影響を与えている。

○カワウ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）

春先から秋にかけ、久慈川本流や支流において放流している特産品の鮎やヤマメ、ウグイ、コイに甚大な被害をもたらしている。実施隊による追い払いや捕獲を実施しているが、支流への飛来などで被害が分散し、十分な被害低減に結びついていない。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (令和4年度)			目標値 (令和8年度)		
イノシシ	(矢祭町)	46 千円	0.051 ha	44 千円	0.047 ha	
	(埴町)	563.7 千円	0.516 ha	505 千円	0.364 ha	
	(棚倉町)	93.37 千円	0.09 ha	88 千円	0.084 ha	
	(鮫川村)	199.53 千円	0.191 ha	188 千円	0.179 ha	
	(合計)	902.6 千円	0.848 ha	825 千円	0.674 ha	
ハクビシン	(矢祭町)	400 千円	0.052 ha	376 千円	0.048 ha	
	(埴町)	385.5 千円	0.051 ha	345 千円	0.036 ha	
	(棚倉町)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
	(鮫川村)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
	(合計)	785.5 千円	0.103 ha	721 千円	0.084 ha	
ニホンザル	(矢祭町)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
ニホンジカ	(埴町)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
ツキノワグマ	(矢祭町)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
カラス	(鮫川村)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
カルガモ	(鮫川村)	0 千円	0 ha	0 千円	0 ha	
カワウ	(矢祭町)	1,340 千円	447 kg	1,259 千円	420 kg	
	(埴町)	0 千円	0 kg	0 千円	0 kg	
	(合計)	1,340 千円	447 kg	1,259 千円	420 kg	
サギ類 (アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ)	(矢祭町)	1,954 千円	893 kg	1,836 千円	839 kg	
	(埴町)	0 千円	0 kg	0 千円	0 kg	
	(合計)	1,954 千円	893 kg	1,836 千円	839 kg	
農作物合計		1,688.1 千円	0.951 ha	1,546 千円	0.758 ha	
水産物合計		3,294 千円	1,340 kg	3,095 千円	1,259 kg	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲頭数や出没状況等の情報共有。 ・わなの設置、見回り、被害調査、カワウやサギ類の捕獲活動及び追払い活動を支援。 <p>※捕獲されたイノシシに対しては各町村で補助事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年より広域協議会で捕獲等被害防止対策に関する講習会を毎年開催。 <p>【矢祭町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢祭町鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器及びわなによる町内全域で有害捕獲を実施。 ・矢祭町イノシシ捕獲事業補助金により、イノシシ捕獲に係る費用を助成。 <p>【埴町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度から埴町鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲を実施している。 ・捕獲手段としては、銃器・わな（くくりわな、はこわな）。 ・狩猟期間中に捕獲したイノシシに対して猟友会に所属する狩猟者を対象に助成を実施。 ・イノシシの追払いの実施（実施隊を中心とした、まき狩り、捕獲、追払い）。 <p>【棚倉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器、くくりわなによる有害鳥獣捕獲を棚倉町 	<ul style="list-style-type: none"> ・各町村で課題となっている実施隊員の高齢化や後継者の不足に対し、広域協議会としてどのようなアプローチをしていくべきか。 ・実施隊員の高齢化に伴う後継者の育成。 ・効率的な罠の捕獲方法。 ・高齢化による狩猟者の減少に伴って捕獲の担い手の育成が急務となっている。被害の増加に伴い捕獲出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になっている。 ・猟友会員も高齢化、担い手不足となっており、広域（東白川管内）での実施隊の編成について検討が必要である。 ・まき狩りによる捕獲、追払い活動については、通常実施隊員が揃う土、日曜日となるため、駆除依頼の日から数日経過する事案もある。 ・実施隊員の高齢化に伴う後継者の育成。

	<p>鳥獣被害対策実施隊に依頼。</p> <p>【鮫川村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に捕獲機材を設置。はこわな（イノシシ用13基；ハクビシン用5基）、くくりわな（イノシシ用28基）を捕獲等隊員に貸与。 狩猟捕獲にかかる経費の助成。 狩猟者の減少への対策として、捕獲活動費の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣からの放射性物質が検出された結果、免許更新者や捕獲者の数が減少。 実施隊員の高齢化及び後継者の育成。 効率的なわなの設置方法。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気柵、ワイヤーメッシュ柵設置の推進 <p>【矢祭町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人での自主的な設置及び一部助成 <p>【埴町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落及び農家個人による電気柵等の防護柵を設置。 電気柵設置が困難な山林隣接地にワイヤーメッシュ柵を設置。 イノシシ忌避用の機材（LED発光機器）を町が無償貸付。 竹林や松の木の倒木等の里山近くの整備を実施した。 <p>【棚倉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家が自主的に侵入防止柵を設置するよう協力を依頼 町で電気柵を購入し、地区に貸し出す形で設置 <p>【鮫川村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人での自主的な設置および一部助成 	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に侵入防止策等の被害防止対策が講じられるよう住民の理解を求める必要がある。 対策への意識が向上し、耕作者で組合を作り広域設置は増加してきているが、農地の周辺環境や後継者等の理由でいまだ個人での設置が多く、設置箇所外での被害が断続的に発生している。 集落、地域単位での電気柵設置が浸透してきた。しかしながら、山間地を中心に遊休農地が増加しており、遊休農地対策と併せた対策が必要である。 ワイヤーメッシュ柵については、取り外しが容易でないため、設置場所が限定される。山間地を中心に設置がすすむが、設置後の見回りが少ない地域では突破される事例もある。 イノシシ忌避用機材については、設置方法を守らないと効果が出ない。貸し出しの際に、説明をしているが、現地での講習会等も必要。 原発事故を起因とした有害鳥獣の生息域の拡大。 自主的に侵入防止策等の被害防止対策が講じられるよう住民の理解を求める必要がある。 地域ぐるみでの包括的な対策。 設置箇所以外での被害の増加及び設置箇所での維持管理不足。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の鳥獣被害に関する情報の共有 <p>【矢祭町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落による農地周辺林地の整備 <p>【埴町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 倒木や竹林などの里山整備 <p>【棚倉町】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雑木の除去、刈払いなど森林環境整備 <p>【鮫川村】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雑木の除去、刈払いなど森林環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な会議の開催。 原発事故による農作物の風評被害や価格の下落に伴う耕作者の減少、担い手不足による耕作放棄地の増加により、耕作地の管理が十分に出来ていない。 不用樹実類の伐採等地域住民の意識醸成が必要。 協議会内の町村で抱える課題と解決するための対策・手段に関する情報の共有化。

(5) 今後の取組方針

【東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会】

広域対策協議会として、鳥獣被害及び被害防止対策等の情報共有、有害鳥獣の生息地域の拡大対策のための耕作放棄地解消や不用樹実類の伐採等を促す取組み、地域住民が主体となった侵入防止柵の設置及び管理を推進してきた。これらを継続して実施していくとともに、各町村で課題となっている内容について、協議会として解消できるよう連携を図っていく。

【矢祭町】

- ① イノシシ：捕獲隊の知識・技術向上だけでなく、集落による防護柵の広域的な設置を推進していく。
- ② ハクビシン：個人または集落単位での防除の支援・指導及び被害状況の調査を実施する。
- ③ ニホンザル：目撃情報等の収集及び効果的な対策の検討、町民への周知・指導に努めることとする。
- ④ ツキノワグマ：即時に対応できるように連絡網及び役割の整理を実施し、必要に応じて有害捕獲等の対応を検討する。
- ⑤ カワウ、サギ類：久慈川第一漁協と連携し、実施隊による捕獲を継続する。また、漁協と連携し捕獲及び効果的な防除について検討を進める。

【埴町】

- ① 狩猟免許取得支援など、後継者の育成努力。
- ② 防護柵などの被害防止対策の拡充。
- ③ 地域ぐるみの被害対策に向けた情報提供。

【棚倉町】

- ① 狩猟者の育成。
- ② 適時的な狩猟者への協力依頼。
- ③ 捕獲への報奨金。
- ④ 防除対策の情報共有。
- ⑤ 鳥獣被害防止対策総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域に電気柵を設置。
- ⑥ 耕作放棄地の農地幹旋。
- ⑦ 雑木の除去、刈り払いなどの森林環境整備及び緩衝帯の設置。
- ⑧ 広報等による鳥獣被害防止に関する情報提供。

【鮫川村】

放射性セシウムの検出の影響で、捕獲意欲に減退が見られ、出没数増加による被害拡大に懸念

- ① 狩猟免許新規取得者への一部費用助成。
- ② 捕獲技術の向上へ向けた取組み。
- ③ 地域ぐるみでの包括的な被害防止対策の拡充。
- ④ 有害鳥獣の生息状況および被害状況調査の実施。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

広域的な捕獲を実施する際には、場所や日時を各支部及び町村実施隊と事前に協議した上で実施していく。

○各町村の捕獲体制

【矢祭町】

矢祭町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部矢祭方部の被推薦者及び町職員が矢祭町鳥獣被害対策実施隊を編成。矢祭町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【塙町】

塙町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部塙方部の被推薦者及び町職員の有資格者が塙町鳥獣被害対策実施隊を編成。塙町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【棚倉町】

棚倉町長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部棚倉方部の被推薦者及び町職員が棚倉町鳥獣被害対策実施隊を編成。棚倉町と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

【鮫川村】

差縁側村長の任命及び指名により、福島県猟友会東白川支部鮫川方部の被推薦者及び町職員の有資格者が鮫川村鳥獣被害対策実施隊を編成。鮫川村と時期・場所について協議を行い、捕獲を実施。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カルガモ カワウ サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	【捕獲に関する事項】 ・報奨金の支給。 ・くくりわなの購入。 ・広域（東白川郡管内）での駆除体制の構築。 ・広報誌等を通じての住民への情報提供、啓発活動を実施。 ・狩猟免許に関する広報活動。 ・漁協、実施隊と連携して定期的にかワウ及びサギ類の捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める。
令和8年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カルガモ カワウ サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	【捕獲に関する事項】 ・報奨金の支給。 ・くくりわなの購入。 ・広域（東白川郡管内）での駆除体制の構築。 ・広報誌等を通じての住民への情報提供、啓発活動を実施。 ・狩猟免許に関する広報活動。 ・漁協、実施隊と連携して定期的にかワウ及びサギ類の捕獲を行うとともに、効果的な被害防止対策の在り方についての協議を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>○イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画（福島県イノシシ管理計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画）の基準に基づいて捕獲を行う。</p> <p>○ハクビシン、カラス、カルガモ、サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ） 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づいて捕獲を行う。</p> <p>○カワウ 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県カワウ管理計画の基準に基づいて捕獲を行う。</p>
--

対象鳥獣	捕獲計画数等	
	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 650 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 650 頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 80 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 80 羽
サギ類（アオサギ、ダイサギ、ゴイサギ）	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

<p>捕獲等の取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲方法は、銃器及びはこわな及びくくりわなを基本とする。 ・東白川郡管内の各地域に合わせた捕獲率向上に向けた体制を整備する。 ・安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>イノシシの巻き狩り及びわなで捕獲した個体に対し安全に止めさし等を行うため、使用に当たっては十分に安全に配慮した上で各支部及び実施隊の判断でライフル銃を使用している。</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市町村ごとの被害防止計画に準ずる	市町村ごとの被害防止計画に準ずる

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容	
	令和7年度	令和8年度
イノシシ ハクビシン	電気柵（2段）設置。 矢祭町 6,000m 埴町 1,500m 棚倉町 2,200m 鯨川村 2,400m 鉄柵の設置。 埴町 500m	電気柵（2段）設置。 矢祭町 6,000m 埴町 1,500m 棚倉町 2,200m 鯨川村 2,400m 鉄柵の設置。 埴町 500m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容	
	令和7年度	令和8年度
イノシシ	・電気柵等設置地区住民による周辺の草刈及び電気柵の支柱・線の点検。 ・地域住民が主体となった電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置の推進。	・電気柵等設置地区住民による周辺の草刈及び電気柵の支柱・線の点検。 ・地域住民が主体となった電気柵及びワイヤーメッシュ柵の設置の推進。 ・経年劣化している侵入防止柵の再設置の推進。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カルガモ	・各支部による被害情報の収集及び支部間での情報共有。 ・生息数・飛来数の把握など生息状況調査の実施。 ・実施隊への情報提供。 ・地域住民が主体となった被害防止対策の推進。 ・広報誌等による情報提供、啓発活動。 ・農地の集約、担い手確保による耕作放棄地の解消。 ・情報収集による被害が多い地域の雑木の除去、刈払いや緩衝帯設置を行っている先進地域への視察研修会を行う。
	カワウ、サギ類	漁協と協議の上、追払い以外の防止施策についても検討していく。
令和8年度	イノシシ ハクビシン ニホンザル ニホンジカ ツキノワグマ カラス カルガモ	実施してきた取組については継続して実施する。また、令和7年度から令和8年度の効果を検証する。
	カワウ、サギ類	7年度から8年度の状況を踏まえ漁協と協議の上、追払い以外の防止施策を検討していく。

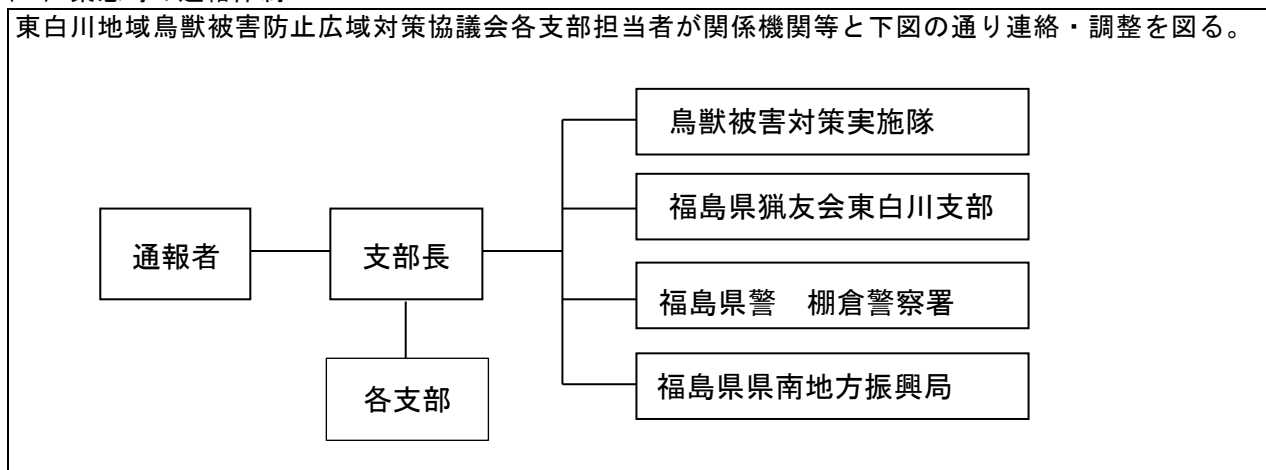
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
矢祭町 埴町 棚倉町 鮫川村	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集及び関係機関への情報提供。 住民への注意喚起。 被害防止対策の指導及び助成。 各関係機関との連絡調整。 捕獲許可の申請。
矢祭町鳥獣被害対策実施隊 埴町鳥獣被害対策実施隊 棚倉町鳥獣被害対策実施隊 鮫川村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲。 追い払い活動の実施。 鳥獣被害の調査。 被害防止対策等の指導。
福島県農業共済組合	<ul style="list-style-type: none"> 広域協議会構成員としての助言。
東西しらかわ農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣による農作物被害の情報提供。 広域協議会構成員としての助言。
東白川郡森林組合	<ul style="list-style-type: none"> 広域協議会構成員としての助言。
久慈川第一漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> カワウ、サギ類等の被害情報の提供。 広域協議会構成員としての助言。
一般社団法人福島県猟友会東白川支部	<ul style="list-style-type: none"> 有害捕獲への協力。 捕獲技術の指導。
関東森林管理局 棚倉森林管理署	<ul style="list-style-type: none"> 国有林内での有害鳥獣関連情報の提供。
福島県警 棚倉警察署	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動に関する助言及び指導。 緊急時における住民の安全確保。
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策に関する助言及び指導。 捕獲活動に関する助言及び指導。

(2) 緊急時の連絡体制

東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会各支部担当者が関係機関等と下図の通り連絡・調整を図る。



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島県内全域で野生鳥獣の出荷制限があるため利用は不可能。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物円等でのと体給餌、学術研究等）	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

構成機関の名称	役割
棚倉町 矢祭町 埴町 鮫川村	・ 被害情報の収集及び関係機関への情報提供。 ・ 住民への注意喚起。 ・ 被害防止対策の指導及び助成。 ・ 各関係機関との連絡調整。 ・ 捕獲許可の申請。
福島県農業共済組合	・ 広域協議会構成員としての助言。
東西しらかわ農業協同組合	・ 鳥獣による農作物被害の情報提供。 ・ 広域協議会構成員としての助言。
東白川郡森林組合	・ 広域協議会構成員としての助言。
久慈川第一漁業協同組合	・ カワウ等の被害情報の提供。 ・ 広域協議会構成員としての助言。
一般社団法人福島県猟友会東白川支部	・ 有害捕獲への協力。 ・ 捕獲技術の指導。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東森林管理局 棚倉森林管理署	・ 国有林内での有害鳥獣関連情報の提供。
福島県警 棚倉警察署	・ 捕獲活動に関する助言及び指導。 ・ 緊急時における住民の安全確保。
福島県県南農林事務所 福島県県南地方振興局	・ 被害防止対策に関する助言及び指導。 ・ 捕獲活動に関する助言及び指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

【矢祭町】 平成 28 年 8 月 1 日設置。17 名（猟友会の被推薦者 14 名、町職員 3 名）
【埴町】 平成 28 年 4 月 1 日設置。26 名（猟友会の被推薦者 14 名、町職員有資格者 12 名）
【棚倉町】 平成 28 年 6 月 1 日設置。22 名（猟友会の被推薦者 19 名、町職員 3 名）
【鮫川村】 平成 28 年 4 月 1 日設置。25 名（猟友会の被推薦者 25 名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携して被害防止対策を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢祭町、埴町、棚倉町、鮫川村の 4 町村で鳥獣の被害や出没状況、町村で実施する被害防止対策について情報交換を実施している。